

信用保証料助成金交付要綱

平成27年3月24日制定
公益社団法人 鹿児島県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）の定款第5条「ア」「イ」「ウ」に該当する普通会員（以下「会員」という。）が、原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰りを目的とした地方公共団体が定めるセーフティーネット制度融資にかかる信用保証協会保証及び、国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号）及び同条第6項「危機関連保証」を得る場合、信用保証協会（以下「保証協会」という。）に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「金融機関」とは、第1条を取り扱う金融機関をいう。
- (2)「融資」とは事業者が前項で定める金融機関から受ける、第1条を目的としたセーフティーネット制度融資をいう。
- (3)「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算定され、会員から保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(助成対象)

第3条 前条の会員とする。ただし、当協会会費未納又は社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

(助成対象費用及び助成交付額)

第4条 助成の対象費用は、会員が金融機関から融資を受けるために保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が10万円を超えるときは10万円を限度とし、10万円に達するまで再助成することができる。

また、助成金が予算に達した場合は、その時点で助成しないことができる。

(事業期間)

第5条 本要綱に定める助成事業期間は、当該年度の4月1日から翌年3月末日までの保証料の支払に対する事業とする。

(予算総額)

第6条 予算総額は、別途定める額とする。

(助成金交付の請求)

第7条 助成金の交付を受けようとするときは、保証料支払後2週間以内に、以下に掲げる必要書類等を会長に提出し請求するものとする。ただし、3月支払分は3月末日までとする。

- (1) 信用保証料助成申請書（助成金交付請求書）（様式1）
- (2) 社会保険等への加入に関する誓約書（様式3）

(助成金の交付決定通知)

第8条 当協会は前条に基づき助成金の請求があったときは、速やかにその内容を精査し、条件に適合すると認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、助成対象会員に対して様式2の交付決定通知書を通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 当協会は、交付決定通知後速やかに助成対象会員に対して助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条

- (1) 当該助成金の交付を受けた会員は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に当協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返還を行わなければならない。
- (2) 当協会は会員の交付申請が正常なものではないことが判明した場合は、助成金の返還を求めるものとする。

(報告の義務)

第11条 当協会は、本助成金の交付に関して必要な事項を求めることができるものとし、当該会員は、これに応じなければならないものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要事項は、会長が別にこれを定める。

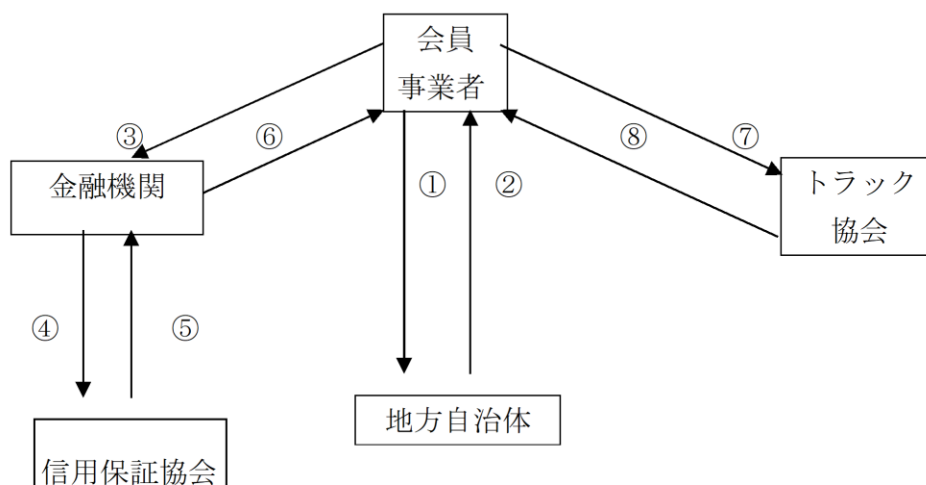
(附則) この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成30年3月23日に改正し、平成30年4月1日から適用する。

この改正要綱は、令和6年3月19日に改正し、令和6年4月1日から適用する。

信用保証料助成事業に対する助成スキーム

公益社団法人 鹿児島県トラック協会



(フロー)

- ① 会員事業者が、
 - ・地方自治体の定めた原油等の価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援を目的とした（セーフティーネット）制度融資の認定、
 - ・国のセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条6号「危機関連保証」）の認定、
 - ・又は「激甚災害」として指定された「東日本大震災緊急保証」や「災害関連保証」上記の要件該当の認定を申請。
(認定不要型制度融資もあり、その場合の手続きは地方自治体の定めによる。)
- ② 地方自治体は上記①に係る認定書を会員事業者宛に発行。
- ③ 会員事業者が金融機関（又は保証協会）へ借入（保証）申込み。
- ④ 金融機関から信用保証協会へ書類提出。
- ⑤ 信用保証協会は金融機関へ信用保証書を発行。
- ⑥ 金融機関は信用保証協会の発行する「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」を会員事業者へ送付して融資を実行。
- ⑦ 会員事業者は地方協会へ信用保証料助成を申請。
- ⑧ 当協会から会員事業者へ助成金を振込。

⑩

様式 1

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 会長 殿

住 所
事業者名
代表者

⑩

信用保証料助成申請書（助成金交付請求書）

信用保証料助成金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり申請します。

助成請求額 金 円

1. 申請明細

項 目	記 入 欄	備 考
保証金額(借入金額)	円	
資 金 使 途	運転 ・ 設備 (○をする)	
保 証 制 度		
セーフティーネット保証	有	中小企業信用保険法の認定
保 証 料 率	%	
借入金融機関名/支店	/ 支店	
借 入 日	年 月 日	
保 証 料 額	円	
助成申請額 (※1)	円	
再申請の確認 (※2)	再申請	再申請の場合○で囲む

※1 「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」および「セーフティーネット保証に係る認定書」(セーフティーネット保証の場合)の写しを添付

※2 本申請該当額と既助成額を加算した額が10万円超となる場合には、10万円から既助成額を差引いた額を申請額とする。

2. 助成金の振込先

金融機関名	支店名	受 取 人 名 (フリガナ)	預金種類	口座番号
		()	普通 当座	

様式3

⑩

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 会長 殿

住 所
事業者名
代表者名

⑩

誓 約 書

弊社は、信用保証料助成申請書（助成金交付請求書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、信用保証料助成金交付要綱第3条に反していることが判明した場合、助成金を返還いたします。